

◎新潟県告示第280号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 113号	北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番6（県道新潟東港線との交点）から北蒲原郡聖籠町大字網代浜字狐堂2351番1（無名交差点）まで及び、村上市南新保字抜田366番（南新保交差点）から村上市坂町字笹谷3574番（十文字交差点）まで
一般国道 350号	上越市港町二丁目9番3（県道大潟上越線との交点）から上越市大字下源入字大野277番7（下源入交差点）まで
県道 島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山3310番11（蓮野交差点）から北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山708番7（蓮野インターチェンジ）まで
県道 大潟上越線	上越市港町二丁目526番1（無名交差点）から上越市港町二丁目9番3（一般国道350号との交点）まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

ア 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
県道大潟上越線	上越市港町二丁目9番3（無名交差点）	一般国道350号

イ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
一般国道350号	上越市港町二丁目9番3（無名交差点）	県道大潟上越線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。